

遺伝子組換え食品の表示見直し

我が国の表示制度
 *義務表示対象農産物と加工食品
 パイは平成25年1月1日から適用

遺伝子組換え食品の表示方法

EUの食品・飼料規則(No.1829/2003)及び遺伝子組換え表示-トレーサビリティ規則(No.1830/2003)

【トレーサビリティ】
 ・販売者が購入者にGMOの種類等を書面で伝えることが求められる。
 ・事業者は、GMOの種類を含め、GMO関連製品の取扱いに関する記録を5年間保持することが求められている。

【表示】
 ・GMOを含む产品及GMOを用いて製造された製品には、GMO表示が必要。
 ・GMOの割合が0.9%以下で、混入が意図せざるものが技術的に避けられない食品については、GMO表示は不要。

食品の期限表示に関すること

賞味期限 vs **消費期限**

賞味期限
 おいしく食べることができきる期限(best-before), この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない。
 3ヶ月を超えるものは年月日で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示。
対象の食品
 スナック菓子・カップめん・缶詰等

消費期限
 期限を過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date).
表示
 年月日で表示。
 3ヶ月を超えるものは年月日で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示。
対象の食品
 弁当・サンドイッチ・惣菜等

《「加工食品の表示に関する共通Q&A(第2集)」改正のポイント》

- (1)「消費期限」と「賞味期限」の違いの明確化
- (2)保存方法等に関する情報提供の促進
- (3)期限表示ラベルの貼り替えに対する考え方の明確化
- (4)事業者による期限設定の考え方の明確化
- (5)いわゆる1/3ルールが任意のものであることの明確化

許可食品添加物1497品目

食品添加物の種類(平成25年3月12日現在)

- 指定添加物(432品目)
 安全性を評価した上で、厚生労働大臣が指定したものの(ソルビン酸、キシリトールなど)
- 既存添加物(365品目) **天然添加物と呼ばれていたもの**
 平成7年の法改正の際に、我が国において既に使用され、長い食経験があるものについて、例外的に指定を受けることなく使用・販売などが認められたもの(クチナシ色素、柿タンニンなど)
- 天然香料(約600品目)
 動植物から得られる天然の物質で、食品に香りを付ける目的で使用されるもの(バニラ香料、カニ香料など)
- 一般飲食物添加物(約100品目)
 一般に飲食に供されているもので添加物として使用されるもの(イチゴジュース、寒天など)

表示の具体例

加工食品の一括表示例

名称	乾わかめ
原材料名	わかめ(韓国(70%)、三陸)
内容量	50g
賞味期限	枠外上部中央に記載
保存方法	湿度の高いところを避けて常温で保存してください
製造者	〇〇海産物 広島県〇〇市〇〇町〇〇

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	